

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の 一部改正について

令和3年7月5日

大臣官房環境保健部

環境保健企画管理課 化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部改正について

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）第9回締約国会合（平成31年4月～令和元年5月）において、新たな廃絶対象物質が決定されたことを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部改正を行った（本年4月21日公布、10月22日施行）。

○改正内容

(1) 第一種特定化学物質の指定等

「2・2・2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール（別名ジコホル）」及び「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）又はその塩」について、第一種特定化学物質に追加指定した。

(2) 第一種特定化学物質が使用されている輸入禁止製品の指定

第一種特定化学物質となる「PFOA又はその塩」が使用されている場合に輸入することができない製品として、撥水剤等の13種類の製品を定めた。

(3) 取り扱い等に係る技術上の基準を設ける製品の指定

取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品として、当分の間、「PFOA又はその塩」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めた。

(今後のスケジュール)

令和元年11月にパブリックコメントを実施した結果、PFOA関連物質^{※1}に係るエッセンシャルユースの指定等について追加の検討が必要な事例が確認されたため、PFOA及びその塩を先行して改正。[今後、PFOA関連物質について改めて審議予定。](#)

※1 PFOAに分解するあらゆる物質であって、部分構造の一つとして、炭素原子(C)に結合する直鎖又は分岐鎖のペルフルオロヘプチル基(C7F15)を有する全ての物質を含む。
(一部物質を除く)

3省合同会合において、PFOA関連物質の第一種特定化学物質の指定、エッセンシャルユースの指定、輸入禁止製品等に係る措置に関する審議及びTBT通報^{※2}・化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメントを行った後に以下のスケジュールで実施予定

令和3年9月以降 公布

令和4年3月以降 施行

※2 世界貿易機関(WTO)の貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)に基づき、WTO事務局に本件を通報しWTO加盟国から意見を受付。

(参考) 審議会におけるこれまでの審議結果

中央環境審議会第一次答申（令和元年8月）

POPs条約の対象に追加された

- ・ ジコホル
 - ・ ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質
- について化審法に基づく第一種特定化学物質に指定することが適当

中央環境審議会第二次答申（令和元年10月）

第一種特定化学物質の指定とあわせて、以下の措置を講ずることが適当

- 第一種特定化学物質が使用されている製品の輸入制限（化審法24条）
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質
（製品）フロアワックス等
- 例外的に許容される用途での使用（エッセンシャルユース）（化審法25条）
PFOA関連物質
（用途）医薬品の製造を目的としたペルフルオロオクタンブロミド（PFOB）の製造のためのペルフルオロオクタンヨージド（PFOI）の使用
- 技術上の基準の遵守義務（化審法28条）
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質
（製品）消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤